

草津市都市計画審議会および草津市都市計画審議会協議会の結果について

1. 開催日時 令和2年3月31日(火)
午前9時00分～午前10時15分
2. 開催場所 草津市役所4階 行政委員会室
3. 審議案件
議第1号 大津湖南都市計画用途地域の変更について
議第2号 大津湖南都市計画野路西部地区地区計画の変更について
議第3号 「草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準」について
4. 協議案件
草津市都市計画マスタープランの策定について
5. 出席委員数 14名中12名
6. 開会の挨拶〔辻川部長〕
本日の案件は、審議案件3件で、用途地域の変更とそれに伴う地区計画の変更がそれぞれ1件、市街化調整区域における地区計画制度運用基準に関するものが1件でございます。協議案件は1件で、草津市都市計画マスタープランの検討状況について報告するものです。
7. 協議経過のうち主な発言の内容
(1) 審議案件
議第1号 大津湖南都市計画用途地域の変更について
議第2号 大津湖南都市計画野路西部地区地区計画の変更について
案件に関する意見はございませんでした。
議第3号 「草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準」について
市の景観計画では13mの高さ制限を設けられ、県の風致条例では15mの高さ制限を設けられているが、14mの建築物はどちらの制限の対象になるか。
→14mですと、景観計画が優先された規制となり、景観審議会で審議いただくこととなります。仮に16mですと、景観計画、風致条例共に規制の対象となり、景観審議会および風致委員会に審議を諮る必要がありましたが、現在は権限委譲により、風致に係る審議を景観審議会で諮問いただけるので、景観計画と風致条例それぞれの視点で一括して審議いたします。

(2) 協議案件

草津市都市計画マスタープランの策定について

- ・配布資料は、3月初旬に開催された、「草津市都市計画マスタープラン策定委員会」の意見を反映したものか。
→いただきました御意見を反映したものではなく、委員会で配布した資料と同じものになります。
- ・各地域では、まちづくりに係る担い手が不足しており、どのようにつくっていくかが重要な問題と思う。
→地域別市民会議で14学区の御意見をいただきながら、各学区が抱える課題をまとめており、まずは住民意見をしっかり計画に載せることが大切と考えています。
- ・配布資料が膨大なため、委員から意見が出ないと思われる。都市計画審議会での報告頻度を増やす検討をいただきたい。
→検討します。

※新型コロナウイルス感染症防止対策のため、審議会および審議会協議会の傍聴を中止しました。

以上